

いわき市農業委員会第31回農地部会議事録

1 開催日時

平成30年1月19日（金）14時00分から15時00分

2 開催場所

文化センター 2階 第1会議室

3 出席者（16人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（10人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番 鈴木 克巳 6番 荒川 光弘

2番 木村 茂

3番 大竹 公治 15番 草野 久仁昭

4番 長瀬 紘

5番 飯高 敬一 12番 鈴木 ヒデ子

(2) 事務局（6人）

鈴木 一徳 事務局次長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

宇佐見 剛 農地調整係 事務主任

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（5人）

8番 佐藤 好弘

10番 青木 泰榮

11番 小野 勝彦

13番 草野 庄一

14番 佐川 良平

5 会議の概要

農地部会長 (以下、議長)	それでは、只今から第31回農地部会を開催いたします。 本日の通告欠席者は、8番 佐藤好弘委員、10番 青木泰榮委員、11番 小野勝彦委員、13番 草野庄一委員、14番 佐川良平委員の5名であります。只今15名中、10名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。 次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議がないようですので、指名いたします。 3番 大竹公治委員、4番 長瀬紘委員にお願いいたします。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前月開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。
林係長	取下げ、訂正、追案等について説明いたします。 取下げ、訂正、追案等はありません。 又、農政振興部会については、前月は開催実績がございませんので報告についても、ございません。 以上です。
議 長	それでは議事に入ります。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議案に参加することができないこととされております。 今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。 それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書3ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

説明いたします。

1 番、申請地、添野町、地目は田、面積は845㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外 2 件、3 番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、4 番、申請地、三和町、地目は田および畑、面積は田が3,012㎡、畑が3,740㎡でございます。

権利移動事由は、生前一括贈与による所有権の移転でございます。

今月の 3 条申請面積は、田7,889㎡、畑3,740㎡、合計11,629㎡です。

番号 1 番から 4 番までについては、3 条許可ができない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第 1 号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、勿来地区、お願いいたします。

1 番鈴木委員

番号 1、2、3 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

続いて、事務局より、お願いいたします。

宇佐見主任

番号 4 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長	ご異議なしと認め、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
近藤主査	議案書 5 ページをお開きください。 それでは、農地法第 4 条第 1 項許可の案件につきまして説明いたします。 番号 1 番、申請地は、三和町、登記地目は田、面積は 551 m²、転用目的は、畜舎の建設です。 事業実施の確実性については、申請人は、和牛 4 頭による繁殖で子牛を生産して出荷することで生計を維持しており、今後、親牛を 10 頭まで増やす計画であります。 しかし、現在所有している畜舎では狭く、10 頭を飼育するのが困難であるため、水不足で稲作を断念していた自宅前の休耕地を利用し、畜舎を増設したいという案件であり、事業実施は確実であります。 以上 1 件、面積の合計は田 551 m² となり、総合計もそのまま 551 m² となります。説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
3 番大竹委員	番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主任 議案書7ページをお開きください。

それでは、農地法第5条第1項許可の案件につきまして説明いたします。

番号1番、申請地は、常磐、登記地目は田、転用面積は875㎡です。

権利移動事由は、賃借権の設定、転用目的は、従業員駐車場敷地です。

事業実施の確実性については、申請法人は、年々従業員数が増加しており、既存の駐車場では必要台数の確保が困難になっております。また、営業区域についても従来のいわき市内から相双地区にまで範囲を拡大しており、既存の駐車場から工事現場までの移動時間が掛かってしまい、作業効率の悪化を招いております。今回申請地は、駐車スペースを十分に確保でき、工事現場までのアクセスも良いことから、その問題を解決できるため、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は、四倉町、登記地目は畑、転用面積は678㎡です。

権利移動事由は、賃借権の設定、転用目的は、太陽光パネル敷地です。

事業実施の確実性については、地権者は高齢であり、当該土地を耕作する後継者がいないことから、耕作再開を断念しております。

今後は農業収入の減少を補てんするため、太陽光発電施設設置に同意することとした案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は、四倉、登記地目は田、転用面積は341㎡です。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転、転用目的は、一般住宅(分家)敷地です。

事業実施の確実性については、申請人は現在、平地区の賃貸住宅に住んでおりますが、子供の成長に伴い、家が手狭になってきております。さらに、実家の両親も高齢となってきたため、実家の隣接地を譲り受け、分家住宅を建築し、生活を支援していきたいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は、大久町、登記地目は畑、転用面積は458㎡です。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転、転用目的は、分家住宅です。

事業実施の確実性については、申請人は、当該申請地に隣接する実家で両親と暮らし、営農を手伝っておりますが、子供の成長に伴い、家が手狭になってきております。そのため、実家の隣接地を譲り受け、分家住宅を建築し、両親の面倒を見ながら営農を手伝っていきたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は、小川町、登記地目は畑、転用実測面積は484.23㎡です。

権利移動事由は、使用貸借権の設定、転用目的は、一般住宅です。

事業実施の確実性については、申請人は、平地区の賃貸住宅に住んでおりますが、子供の成長に伴い、家が手狭になってきているため、新築住宅を建設する土地を探しておりました。その折、実家の両親から、実家近くの土地を譲ってもよいとの話があったため、当該農地を譲り受けて住宅を建築するという案件であり、事業実施は確実です。

番号6番から11番までは、常磐自動車道4車線化事業に伴う一時転用案件、番号12番、13番は、携帯電話基地局工事に伴う一時転用になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上13件、面積の合計は、田6,794㎡、畑2,804.36㎡となりまして、合計は9,598.36㎡となります。説明は以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
まず、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。

5 番飯高委員

番号2番、3番、4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長

続いて、事務局より、お願いいたします。

近藤主査 番号1番、及び5番から13番までの事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定につきまして説明いたします。
お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
番号1番、申請地、遠野町、登記地目は田、転用面積は4,357㎡でございます。
権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転でございます。
転用目的につきましては、資材置場及び砂利採取場設置でございます。
事業実施の確実性につきましては、公共事業に係る盛土材の不足と単価高騰の現状を鑑みて、譲受人が請負う土木工事のみならず公共土木工事の盛土材提供にも対応できる環境づくりが必要なため、計画した案件であることから事業実施は確実であると思われます。

	番号2番、申請地、三和町、登記地目は田及び畑、転用面積は7,977㎡でございます。 権利の移動事由につきましては、売買による所有権の移転でございます。 転用目的につきましては、学校建設用地でございます。 事業実施の確実性につきましては、現三和小学校は、土砂災害特別警戒区域に指定されており、危険解消のためにも安全な場所へ移設が必要であります。また、現三和中学校についても、老朽化が進んでおり、改築工事が必要となっております。いずれについても、早急に解決すべき事案として地元から要望されており、地権者からも同意を得られ、申請に至った案件であり、事業実施は確実であると思われま。 番号3番については、常磐道4車線化事業の作業ヤード等を目的とする一時転用案件でありますので、説明は省略させていただきます。 以上、3件、面積の合計は田15,292㎡、畑104㎡、合計面積15,396㎡でございます。説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 まず、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。
3番大竹委員	番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
6番荒川委員	番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	続いて、事務局より、お願いいたします。
石島主任	番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。

議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。
議 長	次に、「議案第5号 農地法第5条第1項に規定する公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
石島主任	それでは、農地法第5条第1項に規定する公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書の案件につきまして説明いたします。 お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番、申請地、添野町、登記地目は田、申出面積は1,065㎡でございます。 権利の移動事由につきましては、使用貸借権の設定でございます。 転用目的につきましては、廃土置場でございます。 事業実施の確実性につきましては、小名浜道路整備事業に伴い発生した土砂の置場を工費削減のため、事業用地付近に探していましたが適当な土地がありませんでした。しかし当該農地の所有者から廃土置場としての承諾が得られたことからやむを得ず農地を恒久的な残土置き場として利用する案件であることから事業実施は確実であると思われます。 以上、1件、面積は田1,065㎡、申出面積の合計も1,065㎡でござ

	います。説明は以上です。
議 長	ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。 勿来地区、お願いいたします。
1 番鈴木委員	番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項に規定する公共事業の施工に伴う廃土処理に係る農地転用の申出書について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第 6 号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書15ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第18号の内容について説明いたします。 第18号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は、平、勿来、四倉、小川。 借り手 1 名、貸し手15名、対象筆数、田21筆、畑 2 筆、面積、田 27,425㎡、畑4,219㎡となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、平成29年度第18号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年1月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、四倉町外2筆、現況地目、田、面積2,575㎡、外14件、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第18号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議 長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（意義なしの声）

議 長

ご異議なしと認め、「議案第6号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長

（議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書21ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。

番号1番、土地の所在は、四倉町外2筆、現況地目、田、面積2,575㎡、外4件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画（案）は、先ほど可決されました「議案第6号 いわき市農用地利用集積計画について」に基づく配分計画の意見聴取依頼であります。

これは、耕作者が年度内の営農開始を計画しているため、関係機関と協議を行った上で、農用地利用集積計画と同月での農用地利用配分計画の意見の決定をする事としたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、以前に説明した通り、手続き上、問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第7号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

4番長瀬委員

農用地利用配分計画（案）の番号2番及び5番の借り手の詳細について教えて下さい。

西山主任

詳細資料がないため、確認し後日回答いたします。

5番飯高委員

農地中間管理事業における農地の借受者の選定はどのように行っているのですか。

西山主任

借受希望者はエントリーシートを福島県農業振興公社に提出し、借受者のリストが作成されます。

農地中間管理事業による農地の貸付希望者の申し出があった際は、このリストより借受者が選定され、農地の貸借が行われます。

議 長

その外、ご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (意義なしの声)
議長	ご異議なしと認め、「議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。 次に、「議案第8号 農用地利用規程の認定について」事務局より説明をお願いします。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書 23ページをお開き願います。 今回の申請は、1件、申請区分は、新規申請です。 申請者は、大野第二地区営農改善組合。 農用地利用規定の内容は、議案書の24ページから26ページのとおりであり、27ページには、実施区域を示す図面を付けてございます。 申請の理由は、「中島、玉山地区の一部の農業の振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的として農用地利用規程を定めたことによる。」ものであります。 農用地利用規程では、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項、農用地利用改善事業の実施区域、作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項、認定農業者とその他の構成員との役割分担、認定農業者等への農用地の利用集積目標等について定めております。 また、農用地利用規程の認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第23条第3項により、その内容が、基本構想に適合しているのか、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切かどうか、役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであるか、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であるか等が、定められております。 当該農用地利用規程は、これらの農業経営基盤強化促進法第23条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 また、いわき市及び福島さくら農業協同組合へ、当該規程の内容

	について事前に意見の聴き取りを行いました。共に、異議、意見等はありませんでした。 今後は、農地部会での議決の後、1月末を目処に規程の認定を行い、申請団体への通知と市の公告を行う予定となっております。 説明は以上です。
議 長	只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。
5 番飯高委員	農用地利用規程の認定に関する議案を初めて目にしますが、今後農用地利用規程の認定申請は出てくるのですか。
西山主任	現在、様々な地区で、ほ場整備や人・農地プランの作成が進んでおり、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積が図られています。 このような地区において、農用地の管理組織として、営農改善組合の設立及び農用地利用規程の作成が進められているため、今後も申請がなされるものと考えられます。
議 長	その外、ご意見・ご質問等ございませんか。 (意見なしの声)
議 長	ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。 議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 (意義なしの声)
議 長	ご異議なしと認め、「議案第8号 農用地利用規程の認定について」原案のとおり可決いたします。 次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書の29ページをお開き願います。

	農地法第4条届出について、説明いたします。 番号1番、土地の所在地は小名浜、登記地目は畑、面積は574㎡、転用目的はソーラーパネル施設敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年12月16日、受理年月日は平成29年12月5日でございます。 外2件ございました。 転用面積は、田457㎡、畑811㎡、合計1,268㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	議案書の31ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明いたします。 番号1番、土地の所在地は常磐、登記地目は畑、面積は131㎡、転用目的は駐車場敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年12月16日、受理年月日は平成29年12月5日でございます。 外25件ございました。 転用面積は、田1,652㎡、畑7,638㎡、合計9,290㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。
議 長	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。
林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
宇佐見主任	議案書の38ページをお開き願います。 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明

いたします。

1 番、所在地は四倉町、現況地目は田、面積は1,414㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成30年3月31日でございます。

外7件、田が28,625㎡、合計面積も28,625㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議長 以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の41ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明致します。

12月中には4件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。

合計面積は、田19,142㎡、畑8,415㎡、合計27,557㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。

以上につきまして、事務局長が専決処分致しましたので、ご報告致します。

以上です。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

(意見なしの声)

議長 それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第31回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。